

議案第 4 1 号

ひたちなか市基金条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 1 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市基金条例の一部を改正する条例

ひたちなか市基金条例（平成6年条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

ひたちなか市魅力あるまちづくり基金	ひたちなか市のまちの魅力の向上及び発信に関する事業を円滑に推進するため、次の金額を積み立てる。 1 市長が必要と認めた金額 2 当該基金の目的に沿う寄付金の額	まちの魅力の向上及び発信に関する事業に要する経費の財源に充てるとき。
ひたちなか市まち・ひと・しごと創生基金	地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（以下この項において「寄附活用事業」という。）を円滑に推進するため、次の金額を積み立てる。 1 市長が必要と認めた金額 2 当該基金の目的に沿う寄付金の額	寄附活用事業に要する経費の財源に充てるとき。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

ひたちなか市基金条例新旧対照表

旧			新			備考
別表（第2条，第4条，第6条関係） 積立基金			別表（第2条，第4条，第6条関係） 積立基金			
名称	目的及び積立の額	処分	名称	目的及び積立の額	処分	
略	略	略	略	略	略	
ひたちなか市観光推進基金	略	略	ひたちなか市観光推進基金	略	略	
			ひたちなか市魅力あるまちづくり基金	ひたちなか市のまちの魅力の向上及び発信に関する事業を円滑に推進するため、次の金額を積み立てる。 1 市長が必要と認めた金額 2 当該基金の目的に沿う寄付金の額	まちの魅力の向上及び発信に関する事業に要する経費の財源に充てるとき。	
			ひたちなか市まち・ひと・しごと創生基金	地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（以下この項において「寄附活用事業」という。）を円滑に推進するため、次の金額を積み立てる。 1 市長が必要と認めた金額 2 当該基金の目的に沿う寄付金の額	寄附活用事業に要する経費の財源に充てるとき。	